

平成31年度以降に実施する法科大学院評価基準要綱の改定案に関する意見に対する考え方

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
1	解釈指針 2-1-1-1	<p>「状況の変化に応じて不断の見直しが行われることが必要」という表現について。</p> <p>この表現ですと、「不断の見直し」が不可欠であるようにも解釈でき、その結果、見直しを検討したものの修正の必要はないとされた場合について、「不断の見直し」がされていない、とされかねないように思われます。</p> <p>かかる解釈がされないようにするための文言とすべきではないでしょうか。</p> <p>例えば、「不断の見直しが検討されることが必要」というような表現が考えられると思います。</p>	<p><b>【対応】</b></p> <p>次のとおり修正する。</p> <p>また、「状況の変化等に対応した見直し」が必要となる場合について、以下のとおり、Q&amp;Aに明示する。</p> <p>(赤字は意見照会の結果を踏まえ修正した箇所)                      (下線は現行の解釈指針からの変更箇所)</p> <p>解釈指針2-1-1-1</p> <p>法科大学院の教育課程は、<u>法科大学院が司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関であることを踏まえて、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成され、かつ、状況の変化等に対応した</u><del>応じて不断の</del>見直しが行われることが必要である。</p> <p><b>Q</b> 解釈指針2-1-1-1において、法科大学院の教育課程の見直しが必要となるのはどのような場合か。</p> <p><b>A</b> 法科大学院を取り巻く状況の変化等に対応するため、各法科大学院において教育課程の見直し等を行</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
			<p>う必要が生じることがあり得ます。</p> <p>法改正や実務の動向を見据えて授業内容を見直すことや、入学者選抜において法律科目試験の試験科目を変更することに伴い、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目を見直すこと等、教育課程を再検討する機会には常にあり得ると考えられます。</p> <p>他方、当該法科大学院の置かれる状況によって教育課程を見直す必要性は異なると考えられますので、教育課程の見直しが必要とはいええない法科大学院もあり得ることから、必要に応じて教育課程の見直しを行っていただきたいとする趣旨です。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>意見の趣旨を踏まえ、状況の変化等に対応するため教育課程の見直しを行う必要があるとする趣旨が明確となるよう修正した。</p> <p>その上で、「状況の変化等に対応した見直し」が必要となる場合について、当機構の考え方をQ&amp;Aに明示する。</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
2	解釈指針 5-2-1-2	<p>当該法科大学院の判断により置かないことができるものとして（3）が明示されています。</p> <p>他方、（4）は「必要と認める者」ですから、同じく、置かないことができるものと解釈できます。</p> <p>ただ、そのように解釈しない読み方もありうると思いますので、解釈に紛れがないようにすべきではないでしょうか。</p> <p>（3）（4）いずれについても、置かないことができると明示してはどうでしょうか？</p>	<p><b>【対応】</b>            次のとおり修正する。</p> <p style="text-align: center;">（赤字は意見照会の結果を踏まえ修正した箇所）            （下線は現行の解釈指針からの変更箇所）</p> <p><u>解釈指針5-2-1-2</u>  <u>教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する必要がある。この場合において、（1）から（4）に掲げる者をそれぞれ1人以上含み、かつ、教育課程連携協議会の構成員の過半数は当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者とする必要がある。ただし、（3）及び（4）に掲げる者については当該法科大学院の判断により置かないことができる。</u></p> <p><u>（1）当該法科大学院の専任教員</u>  <u>ただし、当該法科大学院が必要と認める場合は、専任教員以外の教職員を加えることができる。</u></p> <p><u>（2）法曹としての実務の経験を有する者</u></p> <p><u>（3）地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者</u></p> <p><u>（4）当該法科大学院を置く大学の教職員教員その他の職員以外の者であって当該法科大学院が必要と認める者</u></p> <p><b>【理由】</b>            意見の趣旨を踏まえ、構成員に含めなければならない対象が明確となるよう修正した。</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
3	解釈指針 5-2-1-2	<p>「教育課程連携協議会」（以下、「協議会」）なるものを設置し外部委員を含めるべきこととする点については、法科大学院の独立性の観点から疑問を提起する余地はあるものの、社会への説明責任の観点から第三者的評価の重要性を示すものとして理解できる。しかしながら、協議会の構成員の過半数が学外者でなければならないというのはとても容認できない。その理由は多岐にわたるが、整理すると以下の点にまとめられる。</p> <p>① 各法科大学院にはそもそも教育編成における自律性が保障されており、協議会構成員の過半数が学外者となれば、その自律性が深刻な脅威にさらされる。現場を知らない者の意見によりプロフェッショナルの判断が歪められては、教員の意欲を殺ぐことはもとより、学生にとり決して有用な結果とならない。</p> <p>② 第三者的チェックが重要であるなら、「学内他学部」の教員でなく「学外者」でなければならない理由が不明である（「学内他学部」の教員でいいなら、手間と費用がかなり削減できる）。</p> <p>③ 学外者を多数加えなければならないとなると、なり手の確保や費用負担という問題が重くのしかかり、特に地方の小規模校にとっては死活問題となりかねない。</p> <p>④ そもそも各法科大学院は5年に1度の認証評価、および外部評価において、今次の基準改定案の対象領域であるカリキュラム改革についても外部のチェックを受けている。協議会と認証評価、外部評価との関係が</p>	<p><b>【対応】</b></p> <p>原文のままとする。ただし、教育課程連携協議会の構成員の過半数が当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者であることに関する考え方を以下のとおり、Q&amp;Aに明示する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>Q</b> 解釈指針5-2-1-2において、教育課程連携協議会の構成員の過半数は当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者であることとしている理由について、説明願いたい。</p> <p><b>A</b> 専門職大学院設置基準第6条第2項において「専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。」と規定されており、法科大学院を取り巻く状況の変化に対応する上で、学外者の意見を反映することは重要であると考えられます。</p> <p>とりわけ、法科大学院が法曹養成のための中核的教育機関であることを鑑みると、教育課程の編成に関し、法曹としての実務の経験を有する者や他の法科大学院の研究者教員の意見を取り入れることは有意義であると考えます。</p> <p>また、平成29年9月21日付け文部科学事務次</p> </div>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		<p>不明である。カリキュラム改革についてのみ、法科大学院全体の運営に関する外部者の意見取扱いを定めた解釈指針11-1-1-4よりも強い方針が打ち出される意図が理解できない。</p> <p>⑤ 従来の外部評価者との違いを見出すとするなら、地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他を入れるべきことにあるのにもかかわらず、法科大学院の判断でそれを省略することができるとなると、協議会の意義がますます不鮮明になる。</p>	<p>官通知「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について（通知）」において、留意事項として教育課程連携協議会の構成員の過半数は、当該大学の教職員以外の者とするを基本とすることとされています。</p> <p>以上のことから、教育課程連携協議会の構成員の過半数は当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者である必要があるとしています。</p> <p>なお、基準5-2-1では、あくまでも教育課程の編成及びそれらの見直し、教育課程連携協議会の意見を勘案しつつ行われることを求めています。</p> <p>教育課程の編成に関する最終的な意思決定機関は各法科大学院によって扱いが異なると思われますので、教育課程連携協議会における審議結果によって教育課程の編成について意思決定することを求めているわけではありません。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>平成29年9月21日付け文部科学事務次官通知「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について（通知）」において、留意事項として教育課程連携協議会の構成員の過半数は、当該大学の教職員以外の者とするを基本とすることとされていることから、専門職大学院設置基準で規定する内容を下回る基準を設定することは妥当で</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
			<p>はないため、原案を修正しない。</p> <p>その上で、教育課程連携協議会の構成員の過半数は当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者である必要があるとする当機構の考え方をQ&amp;Aに明示する。</p>